

＜概要版＞

神奈川県の犯罪被害者等支援施策の実施状況 (重点的取組)

～令和元年度から令和5年度までの実施状況～



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

令和6年11月

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課

体系図

犯罪被害者等を温かく支える地域社会づくりを目指して

基本目標1 犯罪等により壊された日常生活の早期回復

基本目標2 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

施策の基本方向1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携

具体的施策(1)
総合的支援体制の充実

①かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、充実

1 P20

②性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター
「かならいん」の運営と相談・支援機能の充実・強化

2 P21

③サポートステーションと「かならいん」の広報の強化

3 P21

④緊急支援の推進

4 P22

具体的施策(2)
地域における支援体制の充実

①市町村の取組支援と連携の推進

5 P24

②警察署被害者支援ネットワークを母体とした
地域レベルでの運動の展開

6 P24

具体的施策(3)
支援関係機関の連携強化

①支援関係機関ネットワークの充実

7 P25

②個別専門的な支援体制との連携

P25

③再被害防止・安全の確保に向けた関係機関との連携

P28

④民間支援団体等への活動支援

P28

⑤自主防犯活動団体等への情報の提供等

P28

⑥海外における犯罪被害者等に対する情報提供等

P28

関連部局 くらし安全防災局 福祉子どもみらい局 教育局 警察本部

施策の基本方向2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供

具体的施策(1)
経済的負担の軽減

①生活資金貸付の実施

8 P29

②犯罪被害給付制度の周知等

9 P29

③弁護士による法律相談の実施【再掲】

10 P30

④臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施【再掲】

13 P30

⑤緊急避難場所（ホテル等）の提供【再掲】

16 P30

⑥事情聴取時にかかる旅費の支給

P30

⑦司法解剖時の遺体搬送費・修復費に対する経費の負担

P30

⑧性犯罪被害者の緊急避妊等に対する経費の負担

P30

具体的施策(2)
法律問題の解決への支援

①弁護士による法律相談の実施

10 P30

②刑事手続等の適切な情報提供

P30

具体的施策(3)
日常生活の支援

①付添支援の実施

11 P31

②生活支援の充実

12 P31

③DV被害者や被虐待児童に対する自立支援等の実施

P31

具体的施策(4) 心身に受けた影響からの回復	①臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施	13	P32
	②精神科の受診の支援	14	P32
	③自助グループの紹介	15	P32
	④犯罪被害者等に対する適切な医療の提供		P32
	⑤少年等に対する相談、精神的ケアの充実		P32
	⑥被虐待児童、高齢者、障がい者への対応 【1(3)②の再掲】		P33
	⑦DV被害、ストーカー被害への対応 【1(3)②再掲】		P33
	⑧高次脳機能障害があり生活に困難を生じている方への支援		P33
	⑨犯罪被害者等の心情を考慮した環境、施設の整備		P33
具体的施策(5) 一時的な住居の提供等	①緊急避難場所（ホテル等）の提供	16	P34
	②住居の確保への支援	17	P34
	③DV被害者等や被虐待児童の一時保護		P34
	④DV被害者の住居の確保への助言		P34

関連部局 くらし安全防災局 福祉子どもみらい局 健康医療局 県土整備局 教育局 警察本部

施策の基本方向3 県民・事業者の理解の促進

具体的施策(1) 県民・事業者の理解の促進	①犯罪被害者等への理解についての普及啓発の推進	18	P35
	②犯罪被害者等理解促進講座の実施	19	P35
	③県安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開	20	P36
	④様々な機会・媒体を用いた情報の提供		P36
	⑤交通事故防止についての普及啓発の推進		P36
	⑥いのちの大切さに関する教育の推進		P37
	⑦人権教育、犯罪防止教育の推進		P37

関連部局 くらし安全防災局 福祉子どもみらい局 教育局 警察本部

施策の基本方向4 犯罪被害者等を支える人材の育成

具体的施策(1) 犯罪被害者等を支える人材の育成	①犯罪被害者等支援員養成講座の実施	21	P38
	②支援者、相談員等に対する研修等の実施	22	P38
	③支援者、相談員等を支える取組の実施	23	P38
	④支援ボランティア登録制度の運用	24	P39
	⑤専門性の強化促進		P39

関連部局 くらし安全防災局 福祉子どもみらい局 健康医療局 教育局 警察本部

○24本の重点的取組は、太枠で囲んで表記。（右側に通し番号 1 24)

○重点的取組のうち、8本の充実・強化する取組は、太枠に白文字で表記

(右側に番号 2 3 5 12 17 19 22 23 を付記)

重点的取組の実施状況

1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携

取組の基本方向

- サポートステーションと関係機関との連携の一層の強化を図るとともに、認知度を高めるための効果的な広報の実施などにより、犯罪被害者等に必要な支援が着実に提供されるよう、体制を充実させていきます。
- 警察への被害の届出を躊躇している性犯罪・性暴力被害者からの相談を受け、適切な支援を行う「かならいん」では、サポートステーションと同様に認知度を高めるための効果的な広報を実施するとともに、相談や支援の充実を図っていきます。
- 犯罪等により死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合に、市町村等、関係機関とも連携し、迅速かつ円滑な支援を行います。

(1) 総合的支援体制の充実

① かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、充実 1 (1・2頁の体系図中の重点的取組の通し番号。以下同じ。)

令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況	令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施状況
<p>○県、県警察、民間支援団体が一体となって支援を行う「かながわ犯罪被害者サポートステーション」（以下「サポートステーション」という。）を運営</p> <ul style="list-style-type: none">・被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施 相談：999件 支援：1,630件・関係機関の支援メニューを一覧にした「支援シート」を作成・市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック（改訂版）作成開始	<p>○県、県警察、民間支援団体が一体となって支援を行う「かながわ犯罪被害者サポートステーション」（以下「サポートステーション」という。）を運営</p> <ul style="list-style-type: none">・被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施 相談：875件 支援：1,313件・関係機関の支援メニューを一覧にした「支援シート」を運用・「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック（改訂版）」作成・「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック増補版—特殊詐欺被害者からの相談対応—」作成	<p>○県、県警察、民間支援団体が一体となって支援を行う「かながわ犯罪被害者サポートステーション」（以下「サポートステーション」という。）を運営</p> <ul style="list-style-type: none">・被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施 相談：955件 支援：1,122件・関係機関の支援メニューを一覧にした「支援シート」を運用・「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック（改訂版）」運用・「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック増補版—特殊詐欺被害者からの相談対応—」運用	<p>○県、県警察、民間支援団体が一体となって支援を行う「かながわ犯罪被害者サポートステーション」（以下「サポートステーション」という。）を運営</p> <ul style="list-style-type: none">・被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施 相談：866件 支援：1,307件・関係機関の支援メニューを一覧にした「支援シート」を運用・「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック（改訂版）」運用・「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック増補版—特殊詐欺被害者からの相談対応—」運用	<p>○県、県警察、民間支援団体が一体となって支援を行う「かながわ犯罪被害者サポートステーション」（以下「サポートステーション」という。）を運営</p> <ul style="list-style-type: none">・被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施 相談：1,291件 支援：1,587件・関係機関の支援メニューを一覧にした「支援シート」を運用・「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック（改訂版）」運用・「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック増補版—特殊詐欺被害者からの相談対応—」運用

令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況	令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施状況
<p>○かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」（以下「かならいん」という。）を運営 24時間365日対応の電話による相談や情報提供、必要に応じて、支援を実施 相談：1,665件 支援：232件</p>	<p>○かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」（以下「かならいん」という。）を運営 24時間365日対応の電話による相談や情報提供、必要に応じて、支援を実施 相談：1,512件 支援：128件</p>	<p>○かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」（以下「かならいん」という。）を運営 24時間365日対応の電話による相談や情報提供、必要に応じて、支援を実施 相談：2,183件 支援：136件</p>	<p>○かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」（以下「かならいん」という。）を運営 24時間365日対応の電話による相談や情報提供、必要に応じて、支援を実施 相談：2,322件 支援：188件</p>	<p>○かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」（以下「かならいん」という。）を運営 24時間365日対応の電話による相談や情報提供、必要に応じて、支援を実施 相談：2,571件 支援：205件</p>
<p>○「男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル」（毎週火曜日16時～20時）を開設（R元.10.1～） 相談：20件</p>	<p>○「男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル」（毎週火曜日16時～20時）を開設（R元.10.1～） 相談：32件</p>	<p>○「男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル」（毎週火曜日16時～20時）を開設（R元.10.1～） 相談：17件</p>	<p>○「男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル」（毎週火曜日16時～20時）を開設（R元.10.1～） 相談：23件</p>	<p>○「男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル」（毎週火曜日16時～20時）を開設（R元.10.1～） 相談：27件</p>
<p>○SNSを活用した相談体制の検討 ・「かながわDV相談LINE」のメニュー画面に「かならいん」を表示（「かならいん」をタップすると県ホームページにアクセス） ・連携可能な事例等を参考聴取</p>	<p>○SNSを活用した相談体制の検討 ・「かながわDV相談LINE」のメニュー画面に、県ホームページにリンクした「かならいん」のアイコンを表示 ・「かならいん」の県ホームページに、性暴力に関するSNS相談「Cure Time（キュアタイム）」（内閣府）にリンクしたアイコンを表示 ・連携可能な事例等を参考聴取</p>	<p>○SNSを活用した相談体制の検討 ・「かながわDV相談LINE」のメニュー画面に、県ホームページにリンクした「かならいん」のアイコンを表示 ・「かならいん」の県ホームページに、性暴力に関するSNS相談「Cure Time（キュアタイム）」（内閣府）にリンクしたアイコンを表示 ・連携可能な事例等を参考聴取</p>	<p>○SNSを活用した相談体制の検討 ・「かながわDV相談LINE」に、県ホームページにリンクした「かならいん」の案内を表示 ・「かならいん」の県ホームページに、性暴力に関するSNS相談「Cure Time（キュアタイム）」（内閣府）にリンクしたアイコンを表示 ・連携可能な事例等を参考聴取</p>	<p>○SNSを活用した相談体制の検討 ・「かながわDV相談LINE」に、県ホームページにリンクした「かならいん」の案内を表示 ・「かならいん」の県ホームページに、性暴力に関するSNS相談「Cure Time（キュアタイム）」（内閣府）にリンクしたアイコンを表示 ・連携可能な事例等を参考聴取</p>
<p>○職員や相談員への研修を実施 ・相談・支援技術向上のための研修の実施 5回 ・メンタルヘルスケアのためのスーパーバイズ研修の実施 1回 ・男性や性的マイノリティの被害者の理解に向けた研修の実施 1回 ・性犯罪・性暴力被害支援者研修の実施 1回</p>	<p>○職員や相談員への研修を実施 ・相談・支援技術向上のための研修の実施 4回 ・メンタルヘルスケアのためのスーパーバイズ研修の実施 1回 ・性犯罪・性暴力被害支援者研修の実施 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p>	<p>○職員や相談員への研修を実施 ・相談・支援技術向上のための研修の実施 5回 ・メンタルヘルスケアのためのスーパーバイズ研修の実施 1回 ・性犯罪・性暴力被害支援者研修の実施 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p>	<p>○職員や相談員への研修を実施 ・相談・支援技術向上のための研修の実施 5回 ・メンタルヘルスケアのためのスーパーバイズ研修の実施 1回 ・性犯罪・性暴力被害支援者研修の実施 1回</p>	<p>○職員や相談員への研修を実施 ・相談・支援技術向上のための研修の実施 5回 ・メンタルヘルスケアのためのスーパーバイズ研修の実施 2回 ・性犯罪・性暴力被害支援者研修の実施 1回</p>
<p>○精神科に係る医療費等公費支給制度を開始（R元.11～）</p>	<p>○精神科に係る医療費等公費支給制度を開始（R元.11～）</p>	<p>○精神科に係る医療費等公費支給制度を開始（R元.11～）</p>	<p>○精神科に係る医療費等公費支給制度を開始（R元.11～）</p>	<p>○精神科に係る医療費等公費支給制度を開始（R元.11～）</p>
<p>○障がい者支援の関係部署を含め、性犯罪・性暴力に関係する様々な窓口の担当者による事例検討等を含めた連絡会議を開催 ・女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催・参加 3回 ・法テラス連絡協議会において事例検討や意見交換を実施 1回</p>	<p>○障がい者支援の関係部署を含め、性犯罪・性暴力に関係する様々な窓口の担当者による事例検討等を含めた連絡会議を開催 ・女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催・参加 1回（書面開催） ・法テラス連絡協議会において事例検討や意見交換を実施 1回</p>	<p>○障がい者支援の関係部署を含め、性犯罪・性暴力に関係する様々な窓口の担当者による事例検討等を含めた連絡会議を開催 ・女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催 2回</p>	<p>○障がい者支援の関係部署を含め、性犯罪・性暴力に関係する様々な窓口の担当者による事例検討等を含めた連絡会議を開催 ・女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催 2回</p>	<p>○障がい者支援の関係部署を含め、性犯罪・性暴力に関係する様々な窓口の担当者による事例検討等を含めた連絡会議を開催 ・女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催 3回</p>

○性犯罪・性暴力被害者への対応として、産婦人科などの医療従事者等の育成を図る研修会等を実施し、医療機関とのネットワークを形成 ・産婦人科の医療従事者等を対象とした研修は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止 ・協力病院等との相互理解を深めるための情報紙を発行 「被害者支援メディカル通信」No.31 (H31.4.26発行)	○性犯罪・性暴力被害者への対応として、産婦人科などの医療従事者等の育成を図る研修会等を実施し、医療機関とのネットワークを形成 ・産婦人科の医療従事者等を対象とした研修 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	○性犯罪・性暴力被害者への対応として、産婦人科などの医療従事者等の育成を図る研修会等を実施し、医療機関とのネットワークを形成 ・産婦人科の医療従事者等を対象とした研修 1回 (オンライン開催) ・地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	○性犯罪・性暴力被害者への対応として、産婦人科などの医療従事者等の育成を図る研修会等を実施し、医療機関とのネットワークを形成 ・産婦人科の医療従事者等を対象とした研修 1回 (オンライン開催) ・地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会 1回	○性犯罪・性暴力被害者への対応として、産婦人科などの医療従事者等の育成を図る研修会等を実施し、医療機関とのネットワークを形成 ・産婦人科の医療従事者等を対象とした研修 1回 (オンライン開催)
○地域医療機関の医療従事者等を対象とした研修会を実施 1回	○地域医療機関の医療従事者等を対象とした研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	○地域医療機関の医療従事者等を対象とした研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	○地域医療機関の医療従事者等を対象とした研修会 1回	○地域医療機関の医療従事者等を対象とした研修会を実施
○ワンストップ支援センターの設置形態や支援のあり方について、病院拠点型など、他都道府県での運営状況の情報収集を実施 ・他都道府県のワンストップ支援センターの運営状況等を調査 埼玉県、東京都、京都府	○ワンストップ支援センターの設置形態や支援のあり方について、病院拠点型など、他都道府県での運営状況の情報収集を実施	○ワンストップ支援センターの設置形態や支援のあり方について、病院拠点型など、他都道府県での運営状況の情報収集を実施 ・証拠採取等の状況に関する調査実施 (R3.5月) ・かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」における証拠採取等の仕組みづくりに向けた検討会 4回	○ワンストップ支援センターの設置形態や支援のあり方について、支援の充実・拡大を実施 ・かならいんの基幹病院における証拠採取等の実施 (R4.10月～)	○ワンストップ支援センターの設置形態や支援のあり方について、支援の充実・拡大を実施

③ サポートステーションと「かならいん」の広報の強化

3

令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況	令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施状況
○サポートステーションや「かならいん」の存在や活動内容を周知するための効果的な広報を実施 ・くらし安全通信 4回 ・県のたより 1回 ・ツイッター 6回 ・学生ポータルサイトでの広報（通年） ・MM線デジタルサイネージ広告 1回 ・インターネットリスティング広告（「かならいん」）(R元.8月～R2.3月) ・SNSバナー広告 (Twitter、LINE)（「かならいん」）(R元.10月～R2.2月) ・リーフレット等の作成、関係機関やスーパーマーケットでの配架 ・ポスターの作成、関係機関での掲示 ・市町村ホームページリンク 10市4町 ・市町村広報紙での広報 1市 ・市町村庁舎や市町村主催イベント等におけるリーフレット等の配架 13市5町 ・他機関主催イベント等におけるリーフレットの配架 ・神奈川県薬剤師会が実施した研修修了者へのリーフレット等の送付	○サポートステーションや「かならいん」の存在や活動内容を周知するための効果的な広報を実施 ・くらし安全通信 4回 ・県のたより 4回 ・ツイッター 1回 ・学生ポータルサイトでの広報（通年） ・SNSバナー広告 (Twitter、LINE)（「かならいん」）(R2.7月～R3.3月) ・リーフレット等の作成、関係機関やスーパーマーケットでの配架 ・ポスターの作成、関係機関での掲示 ・市町村ホームページリンク 10市4町 ・市町村広報紙での広報 1市 ・市町村庁舎や市町村主催イベント等におけるリーフレット等の配架 15市8町 ・他機関主催イベント等におけるリーフレットの配架 ・神奈川県薬剤師会が実施した研修修了者へのリーフレット等の送付	○サポートステーションや「かならいん」の存在や活動内容を周知するための効果的な広報を実施 ・くらし安全通信 4回 ・県のたより 3回 ・ツイッター 1回 ・学生ポータルサイトでの広報（通年） ・インターネットリスティング広告（「かならいん」）(R3.9月～R4.1月) ・リーフレット等の作成、関係機関やスーパーマーケットでの配架 ・SNSバナー広告 (Twitter、LINE)（「かならいん」）(R3.5月～R4.3月) ・リーフレット等の作成、関係機関やスーパーマーケットでの配架 ・ポスターの作成、関係機関での掲示 ・市町村ホームページリンク 12市4町 ・市町村広報紙での広報 2市 ・市町村庁舎や市町村主催イベント等におけるリーフレット等の配架 18市6町 ・他機関主催イベント等におけるリーフレットの配架	○サポートステーションや「かならいん」の存在や活動内容を周知するための効果的な広報を実施 ・くらし安全通信 4回 ・県のたより 3回 ・ツイッター 2回 ・学生ポータルサイトでの広報（通年） ・紹介動画の作成及び公開 ・リーフレット等の作成、関係機関やスーパーマーケットでの配架 ・ポスターの作成、関係機関での掲示 ・市町村ホームページリンク 15市4町 ・市町村広報紙での広報 3市 ・市町村庁舎や市町村主催イベント等におけるリーフレット等の配架 16市5町 ・他機関主催イベント等におけるリーフレットの配架	○サポートステーションや「かならいん」の存在や活動内容を周知するための効果的な広報を実施 ・くらし安全通信 4回 ・県のたより 3回 ・学生ポータルサイトでの広報（通年） ・紹介動画公開 ・リーフレット等の作成、関係機関やスーパーマーケットでの配架 ・ポスターの作成、関係機関での掲示 ・市町村ホームページリンク 15市5町 ・市町村広報紙での広報 3市1町 ・市町村内化粧室に周知カード等を配架 2市2町 ・市町村庁舎や市町村や他機関主催イベント等におけるリーフレット等の配架 17市6町

令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況	令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ○重大事案が発生した場合の市町村など、関係機関との連携態勢、役割分担等について検討の推進 ○休日、夜間における関係機関との連絡体制の確立に向けた検討を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の休日・夜間連絡先の把握 ○県警察においては、令和元年川崎市多摩区において児童らに対する殺傷事件が発生したことから、大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領に基づき、早期に被害者支援本部を設置し、迅速な支援を実施 ○サポートステーションにおいては、令和元年川崎市多摩区における児童らに対する殺傷事件について、県民以外の被害者を含め、迅速かつ円滑な支援を実施 ○緊急時の連絡体制等について、市町村や関係機関と協議を準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○重大事案が発生した場合の市町村など、関係機関との連携態勢、役割分担等について検討の推進 ○休日、夜間における関係機関との連絡体制の確立に向けた検討を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の休日・夜間連絡先の把握 ○大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領に基づき有事に備え、継続して支援体制を確立 ○サポートステーションにおいては、神奈川県被害者支援連絡協議会で構成する「特異事案発生時における総合的な被害者支援体制」を中心に、継続して支援体制を確立 <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県被害者支援連絡協議会におけるメンタルサポートチーム特別部会において、特異事案発生時における総合的の被害者支援体制、編成会員の見直しを検討 ○緊急時の連絡体制等について、市町村や関係機関と協議を準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○重大事案が発生した場合の市町村など、関係機関との連携態勢、役割分担等について検討の推進 ○休日、夜間における関係機関との連絡体制の確立に向けた検討を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の休日・夜間連絡先の把握 ○大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領に基づき有事に備え、継続して支援体制を確立 ○サポートステーションにおいては、神奈川県被害者支援連絡協議会で構成する「特異事案発生時における総合的な被害者支援体制」を中心に、継続して支援体制を確立 <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県被害者支援連絡協議会における「特異事案発生時における総合的な被害者支援体制」の見直しを実施 ○緊急時の連絡体制等について、市町村や関係機関と協議を準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○重大事案が発生した場合の市町村など、関係機関との連携態勢、役割分担等について検討の推進 ○休日、夜間における関係機関との連絡体制の確立に向けた検討を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の休日・夜間連絡先の把握 ○大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領に基づき有事に備え、継続して支援体制を確立 ○サポートステーションにおいては、神奈川県被害者支援連絡協議会で構成する「特異事案発生時における総合的な被害者支援体制」を中心に、継続して支援体制を確立 <ul style="list-style-type: none"> ・初期的支援については、県警察等で被害者のニーズの早期把握に努めるとともに、サポートステーション及び関係機関等において、必要な支援提供を実施 ・中長期支援については、個別の面接によるカウンセリングや、より参加しやすい形での支援を実施 ・神奈川県被害者支援連絡協議会における「特異事案発生時における総合的な被害者支援体制」の見直しを実施 ○緊急時の連絡体制等について、市町村や関係機関と協議を準備 	

(2) 地域における支援体制の充実

① 市町村の取組支援と連携の推進

5

令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況	令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ○市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した講演会 1回、参加人数 300名 ○県、県警察、民間支援団体及び市町村の担当者による検討会を開催 <ul style="list-style-type: none"> 被害者等支援における各自治体間での役割分担、生活支援の充実方策等、被害者等支援に係る課題を相互に認識するとともに、各機関で情報を共有し、相互の連携を確認 <ul style="list-style-type: none"> 関係機関の支援メニューを一覧にした「支援シート」を作成し、全市町村へ、結果を共有 <ul style="list-style-type: none"> ・参加市町村 4市1町 ・実施回数 3回 ○総合的な対応窓口の体制など個々の市町村の状況に応じて、サポートステーションとの連携を強化 <ul style="list-style-type: none"> ・条例制定や計画策定などについての情報提供 ・市町村職員研修を開催 5回、参加人数 226名 ・市町村犯罪被害者等支援主管課長会議の開催 1回 ・市町村実務担当者会議の開催 1回 ・サポートステーションでの相談・支援の提供にあたって、必要に応じて市町村との連絡調整を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した講演会 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ○県、県警察、民間支援団体及び市町村の担当者による検討会を開催 <ul style="list-style-type: none"> 被害者等支援における各自治体間での役割分担、生活支援の充実方策等、被害者等支援に係る課題を相互に認識するとともに、各機関で情報を共有し、相互の連携を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数 1回（書面開催） ○総合的な対応窓口の体制など個々の市町村の状況に応じて、サポートステーションとの連携を強化 <ul style="list-style-type: none"> ・条例制定や計画策定などについての情報提供 ・市町村職員研修を開催 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・市町村犯罪被害者等支援主管課長会議の開催 1回（書面開催） ・市町村実務担当者会議の開催 1回（書面開催） ・サポートステーションでの相談・支援の提供にあたって、必要に応じて市町村との連絡調整を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した講演会 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ○県、県警察、民間支援団体及び市町村の担当者による検討会を開催 <ul style="list-style-type: none"> 被害者等支援における各自治体間での役割分担、生活支援の充実方策等、被害者等支援に係る課題を相互に認識するとともに、各機関で情報を共有し、相互の連携を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・参加市町村 8市2町 ・実施回数 1回 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した講演会 3回、参加人数 250名 ○県、県警察、民間支援団体及び市町村の担当者による検討会を開催 <ul style="list-style-type: none"> 実務担当者会議を開催 	
				<ul style="list-style-type: none"> ○総合的な対応窓口の体制など個々の市町村の状況に応じて、サポートステーションとの連携を強化 <ul style="list-style-type: none"> ・条例制定や計画策定などについての情報提供 ・市町村職員研修を開催 4回、参加人数 89名 ・市町村犯罪被害者等支援主管課長会議の開催 1回（オンライン開催） ・市町村実務担当者会議の開催 1回（書面開催） ・サポートステーションでの相談・支援の提供にあたって、必要に応じて市町村との連絡調整を実施

② 警察署被害者支援ネットワークを母体とした地域レベルでの運動の展開

6

令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況	令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施状況
○地域レベルでの被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を実施(51署) ※一部書面にて実施	○地域レベルでの被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を実施(42署) ※一部書面にて実施	○地域レベルでの被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を実施(44署) ※一部書面にて実施	○地域レベルでの被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を実施(47署) ※一部書面にて実施	○地域レベルでの被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を実施(49署) ※一部書面にて実施

<警察署被害者支援ネットワーク>

警察署と関係機関・団体、企業等との緊密な連携と相互協力により、犯罪被害者等のニーズに対応した各種の支援活動を推進することを目的として、警察署管轄区域内の行政機関、民間企業、医療機関等を構成員として各警察署単位で設置されている。

(3) 支援関係機関の連携強化

① 支援関係機関ネットワークの充実

7

令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況	令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施状況
○支援関係機関ネットワーク会議による関係機関相互の情報共有等を実施 ・民間支援団体、神奈川県弁護士会、神奈川県臨床心理士会のほか福祉関係機関や司法関係機関等が参加 1回	○支援関係機関ネットワーク会議による関係機関相互の情報共有等を実施 ・民間支援団体、神奈川県弁護士会、神奈川県臨床心理士会のほか福祉関係機関や司法関係機関等が参加 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	○支援関係機関ネットワーク会議による関係機関相互の情報共有等を実施 ・民間支援団体、神奈川県弁護士会、神奈川県臨床心理士会のほか福祉関係機関や司法関係機関等が参加 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	○支援関係機関ネットワーク会議による関係機関相互の情報共有等を実施 ・民間支援団体、神奈川県弁護士会、神奈川県臨床心理士会のほか福祉関係機関や司法関係機関等が参加 1回	○支援関係機関ネットワーク会議による関係機関相互の情報共有等を実施 ・民間支援団体、神奈川県弁護士会、神奈川県臨床心理士会のほか福祉関係機関や司法関係機関等が参加 1回
○関係機関との個別の情報交換等を実施 ・県弁護士会、法テラス等との情報交換等	○関係機関との個別の情報交換等を実施 ・県弁護士会、法テラス等との情報交換等	○関係機関との個別の情報交換等を実施 ・県弁護士会、法テラス等との情報交換等	○関係機関との個別の情報交換等を実施 ・県弁護士会、法テラス等との情報交換等	○関係機関との個別の情報交換等を実施 ・県弁護士会、法テラス等との情報交換等

2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供

取組の基本方向

- 犯罪被害者等の多くは、思いがけず犯罪等にあったことで、直接的な被害に加え、事件による精神的ショック、身体的不調、医療費や生活費などの経済的问题、さらには、不慣れな刑事手続への対応、住居や雇用の確保など、様々な問題に悩まされ、日常生活に支障をきたします。
- 犯罪被害者等の負担が軽減され、早期に平穏な日常生活を回復することができるよう、犯罪被害者等が直面している問題に応じて、必要な支援をきめ細かく提供します。

(1) 経済的負担の軽減

① 生活資金貸付の実施

8

令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況	令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none">○サポートステーションの支援の一環として生活資金の貸付制度を運用 ・新規貸付 0 件○より被害者のニーズに沿った経済的支援の提供ができるよう、保健福祉や医療など他の制度の活用も視野に入れ、関係機関と連携○県、県警察、民間支援団体及び市町村の担当者による検討会を開催 被害者等支援における各自治体間での役割分担、生活支援の充実方策等、被害者等支援に係る課題を相互に認識するとともに、各機関で情報を共有し、相互の連携を確認 関係機関の支援メニューを一覧にした「支援シート」を作成し、全市町村へ、結果を共有 ・参加市町村 4 市 1 町 ・実施回数 3 回	<ul style="list-style-type: none">○サポートステーションの支援の一環として生活資金の貸付制度を運用 ・新規貸付 0 件○より被害者のニーズに沿った経済的支援の提供ができるよう、保健福祉や医療など他の制度の活用も視野に入れ、関係機関と連携○県、県警察、民間支援団体及び市町村の担当者による検討会を開催 被害者等支援における各自治体間での役割分担、生活支援の充実方策等、被害者等支援に係る課題を相互に認識するとともに、各機関で情報を共有し、相互の連携を確認 ・実施回数 1 回（書面開催）	<ul style="list-style-type: none">○サポートステーションの支援の一環として生活資金の貸付制度を運用 ・新規貸付 0 件○より被害者のニーズに沿った経済的支援の提供ができるよう、保健福祉や医療など他の制度の活用も視野に入れ、関係機関と連携○県、県警察、民間支援団体及び市町村の担当者による検討会を開催 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	<ul style="list-style-type: none">○サポートステーションの支援の一環として生活資金の貸付制度を運用 ・新規貸付 1 件○より被害者のニーズに沿った経済的支援の提供ができるよう、保健福祉や医療など他の制度の活用も視野に入れ、関係機関と連携○県、県警察、民間支援団体及び市町村の担当者による検討会を開催 被害者等支援における各自治体間での役割分担、生活支援の充実方策等、被害者等支援に係る課題を相互に認識するとともに、各機関で情報を共有し、相互の連携を確認 ・参加市町村 8 市 2 町 ・実施回数 1 回	<ul style="list-style-type: none">○サポートステーションの支援の一環として生活資金の貸付制度を運用 ・新規貸付 0 件○より被害者のニーズに沿った経済的支援の提供ができるよう、保健福祉や医療など他の制度の活用も視野に入れ、関係機関と連携

＜生活資金の貸付制度＞

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた方の遺族や傷病または障害の被害を受けた方やその家族を対象として、犯罪被害にあったことで生ずる医療費などの不測の経費等について無利子で貸付を行う。被害の程度によって次の2種類がある。

- ・犯罪被害給付制度の対象となる被害者の方やその家族
限度額 100 万円
- ・犯罪被害給付制度の対象とはならないが故意の犯罪により傷病を負った被害者の方やその家族
限度額 30 万円

令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況	令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害給付制度の周知を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい警察展、犯罪被害者等給付金等に係る広報重点月におけるキャンペーン等で周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害給付制度の周知を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・県内各警察署における街頭キャンペーン等で周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害給付制度の周知を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・県内各警察署における街頭キャンペーン等で周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害給付制度の周知を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・県内各警察署における街頭キャンペーン等で周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害給付制度の周知を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・県内各警察署における街頭キャンペーン等で周知
<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害給付制度を運用 <ul style="list-style-type: none"> ・申請対象者への適切な案内と、申請に対する迅速な手続きを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害給付制度を運用 <ul style="list-style-type: none"> ・申請対象者への適切な案内と、申請に対する迅速な手続きを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害給付制度を運用 <ul style="list-style-type: none"> ・申請対象者への適切な案内と、申請に対する迅速な手続きを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害給付制度を運用 <ul style="list-style-type: none"> ・申請対象者への適切な案内と、申請に対する迅速な手続きを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害給付制度を運用 <ul style="list-style-type: none"> ・申請対象者への適切な案内と、申請に対する迅速な手続きを実施

<犯罪被害給付制度>

殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するもの。

警察本部または警察署で申請の受付を行う。

③ 弁護士による法律相談の実施【再掲2(2)①】

④ 臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施【再掲2(4)①】

⑤ 緊急避難場所（ホテル等）の提供【再掲2(5)①】

(2) 法律問題の解決への支援

① 弁護士による法律相談の実施 10

令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況	令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ○サポートステーションの支援の一環として、神奈川県弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施 165回 	<ul style="list-style-type: none"> ○サポートステーションの支援の一環として、神奈川県弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施 159回 	<ul style="list-style-type: none"> ○サポートステーションの支援の一環として、神奈川県弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施 126回 	<ul style="list-style-type: none"> ○サポートステーションの支援の一環として、神奈川県弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施 108回 	<ul style="list-style-type: none"> ○サポートステーションの支援の一環として、神奈川県弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施 162回
<ul style="list-style-type: none"> ○事案の内容に応じ、県民以外の被害者を含め、迅速かつ円滑な支援を実施 				

(3) 日常生活の支援

① 付添支援の実施

11

令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況	令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ○サポートステーションの支援の一環として、NPO法人神奈川被害者支援センター支援員による付添等の支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・検察庁、裁判所等への付添い等 541回 	<ul style="list-style-type: none"> ○サポートステーションの支援の一環として、NPO法人神奈川被害者支援センター支援員による付添等の支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・検察庁、裁判所等への付添い等 230回 	<ul style="list-style-type: none"> ○サポートステーションの支援の一環として、NPO法人神奈川被害者支援センター支援員による付添等の支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・検察庁、裁判所等への付添い等 303回 	<ul style="list-style-type: none"> ○サポートステーションの支援の一環として、NPO法人神奈川被害者支援センター支援員による付添等の支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・検察庁、裁判所等への付添い等 308回 	<ul style="list-style-type: none"> ○サポートステーションの支援の一環として、NPO法人神奈川被害者支援センター支援員による付添等の支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・検察庁、裁判所等への付添い等 456回
<ul style="list-style-type: none"> ○安定して支援を行える人材を確保・育成するため、ボランティア養成講座や、支援者、相談員等のスキルアップのための研修会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○安定して支援を行える人材を確保・育成するため、ボランティア養成講座や、支援者、相談員等のスキルアップのための研修会を実施 <ul style="list-style-type: none"> ※ボランティア養成講座については、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止 	<ul style="list-style-type: none"> ○安定して支援を行える人材を確保・育成するため、ボランティア養成講座や、支援者、相談員等のスキルアップのための研修会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○安定して支援を行える人材を確保・育成するため、ボランティア養成講座や、支援者、相談員等のスキルアップのための研修会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○安定して支援を行える人材を確保・育成するため、ボランティア養成講座や、支援者、相談員等のスキルアップのための研修会を実施
<ul style="list-style-type: none"> ○検察庁、裁判所等への付添支援等について、引き続き、保育を含めた柔軟な対応を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○検察庁、裁判所等への付添支援等について、引き続き、保育を含めた柔軟な対応を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○検察庁、裁判所等への付添支援等について、引き続き、保育を含めた柔軟な対応を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○検察庁、裁判所等への付添支援等について、引き続き、保育を含めた柔軟な対応を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○検察庁、裁判所等への付添支援等について、引き続き、保育を含めた柔軟な対応を実施
<ul style="list-style-type: none"> ○県警察による付添い等の支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・法律相談への付添い、代理傍聴等 983回(警察官、心理員による支援回数) 	<ul style="list-style-type: none"> ○県警察による付添い等の支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・法律相談への付添い、代理傍聴等 887回(警察官、心理員による支援回数) 	<ul style="list-style-type: none"> ○県警察による付添い等の支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・法律相談への付添い、代理傍聴等 805回(警察官、心理員による支援回数) 	<ul style="list-style-type: none"> ○県警察による付添い等の支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・法律相談への付添い、代理傍聴等 802回(警察官、心理員による支援回数) 	<ul style="list-style-type: none"> ○県警察による付添い等の支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・法律相談への付添い、代理傍聴等 769回(警察官、心理員による支援回数)

② 生活支援の充実

12

令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況	令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ○家事等の日常生活支援について、市町村と情報交換を進め、市町村の取組との連携を含めて検討 				

(4) 心身に受けた影響からの回復

① 臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施

13

令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況	令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ○サポートステーションの支援の一貫として、NPO法人神奈川被害者支援センターの登録カウンセラーによるカウンセリングを実施 161回 	<ul style="list-style-type: none"> ○サポートステーションの支援の一貫として、NPO法人神奈川被害者支援センターの登録カウンセラーによるカウンセリングを実施 111回 	<ul style="list-style-type: none"> ○サポートステーションの支援の一貫として、NPO法人神奈川被害者支援センターの登録カウンセラーによるカウンセリングを実施 43回 	<ul style="list-style-type: none"> ○サポートステーションの支援の一貫として、NPO法人神奈川被害者支援センターの登録カウンセラーによるカウンセリングを実施 98回 	<ul style="list-style-type: none"> ○サポートステーションの支援の一貫として、NPO法人神奈川被害者支援センターの登録カウンセラーによるカウンセリングを実施 158回
<ul style="list-style-type: none"> ○県警察によるカウンセリングを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・心理員によるカウンセリング 446回 	<ul style="list-style-type: none"> ○県警察によるカウンセリングを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・心理員によるカウンセリング 536回 	<ul style="list-style-type: none"> ○県警察によるカウンセリングを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・心理員によるカウンセリング 420回 	<ul style="list-style-type: none"> ○県警察によるカウンセリングを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・心理員によるカウンセリング 477回 	<ul style="list-style-type: none"> ○県警察によるカウンセリングを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・心理員によるカウンセリング 466回
<ul style="list-style-type: none"> ○事案の内容に応じ、柔軟に支援を実施 				
<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、精神科医療の受診につないだ 				

② 精神科の受診の支援

14

令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況	令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施状況
○精神科受診の必要性が認められる被害者等を適切な医療につなげるため、一部公費を負担 ・ 9人 16回	○精神科受診の必要性が認められる被害者等を適切な医療につなげるため、一部公費を負担 ・ 9人 17回	○精神科受診の必要性が認められる被害者等を適切な医療につなげるため、一部公費を負担 ・ 12人 28回	○精神科受診の必要性が認められる被害者等を適切な医療につなげるため、一部公費を負担 ・ 22人 132回	○精神科受診の必要性が認められる被害者等を適切な医療につなげるため、費用の一部を公費負担 ・ 29人 170回

③ 自助グループの紹介

15

令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況	令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施状況
○サポートステーションや、「かならいん」の相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介	○サポートステーションや、「かならいん」の相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介	○サポートステーションや、「かならいん」の相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介	○サポートステーションや、「かならいん」の相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介	○サポートステーションや、「かならいん」の相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介

(5) 一時的な住居の提供等

① 緊急避難場所（ホテル等）の提供

16

令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況	令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施状況
○被害直後の緊急避難場所としてホテル等を提供 ・ 提供 2件	○被害直後の緊急避難場所としてホテル等を提供 ・ 提供 2件	○被害直後の緊急避難場所としてホテル等を提供 ・ 提供 2件	○被害直後の緊急避難場所としてホテル等を提供 ・ 提供 6件	○被害直後の緊急避難場所としてホテル等を提供 ・ 提供 0件

② 住居の確保への支援

17

令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況	令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施状況
○サポートステーションでの支援の一環として、犯罪被害者等が新たな住居を確保するまでの期間など、一時的な居住場所として、県営住宅2戸を確保 ・ 利用実績 0件				
○市町村営住宅の一時使用について、市町村と連携した取組を実施	○市町村営住宅の一時使用について、市町村と連携した取組を実施	○市町村営住宅の一時使用について、市町村と連携した取組を実施	○市町村営住宅の一時使用について、市町村と連携した取組を実施	○市町村営住宅の一時使用について、市町村と連携した取組を実施
○県営住宅の居室の環境整備を実施	○県営住宅の居室の環境整備を実施	○県営住宅の居室の環境整備を実施	○県営住宅の居室の環境整備を実施	○県営住宅の居室の環境整備を実施
○民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 ・ 情報提供件数 3件	○民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 ・ 情報提供件数 3件	○民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 ・ 情報提供件数 7件	○民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 ・ 情報提供件数 4件	○民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 ・ 情報提供件数 1件

3 県民・事業者の理解の促進

取組の基本方向

- 犯罪被害者等の多くが、二次被害に苦しめられています。こうした状況を改善するためには、県民や事業者、支援関係者をはじめ、被害者等が日常的に接する様々な人々が、犯罪被害者等の置かれた状況や痛み・苦しみなどについて理解し、できるところから支援をするなど、犯罪被害者等を温かく支えることが必要です。
- 犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向けて、県民や事業者が、犯罪被害者等の置かれた状況や支援の必要性などについて、理解を深める取組を進めます。

(1) 県民・事業者の理解の促進

① 犯罪被害者等への理解についての普及啓発の推進 18

令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況	令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施状況
○市町村と連携した普及啓発を実施 ・市町村の広報紙や庁舎ロビーのモニター、市町村主催の会議・イベントを活用した普及啓発	○市町村と連携した普及啓発を実施 ・市町村の広報紙や庁舎ロビーのパネル、市町村主催の会議・イベント等を活用した普及啓発	○市町村と連携した普及啓発を実施 ・市町村の広報紙や庁舎ロビーのパネル、市町村主催の会議・イベント等を活用した普及啓発	○市町村と連携した普及啓発を実施 ・市町村の広報紙や庁舎ロビーのパネル・モニター、市町村主催の会議・イベント等を活用した普及啓発	○市町村と連携した普及啓発を実施 ・市町村の広報紙や庁舎ロビーのパネル・モニター、市町村主催の会議・イベント等を活用した普及啓発
○防犯に関する講座と連携した普及啓発などを実施 ・防犯指導者養成セミナー等での普及啓発 6回	○防犯に関する講座と連携した普及啓発などを実施 ・防犯ボランティアスキルアップセミナー等での普及啓発 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実績なし	○防犯に関する講座と連携した普及啓発などを実施 ・地域防犯ボランティアセミナー等での普及啓発 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実績なし	○防犯に関する講座と連携した普及啓発などを実施 ・地域防犯ボランティアセミナー等での普及啓発 2回	○防犯に関する講座と連携した普及啓発などを実施 ・地域防犯ボランティアセミナー等での普及啓発 2回
○犯罪被害者等支援キャンペーンを実施 ・主催 NPO法人神奈川被害者支援センター、県、県警察 ・実施時期等 R元.11.3～R元.11.29 5日間 県内5箇所で実施 ・参加人数 約8,650人	○新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、犯罪被害者等支援キャンペーンの実施にかわり、犯罪被害者等支援パネル展を実施 ・主催 NPO法人神奈川被害者支援センター、県、県警察 ・実施時期等 R2.11.20～R2.11.30 県内1箇所で実施	○新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、犯罪被害者等支援キャンペーンの実施にかわり、犯罪被害者等支援パネル展を実施 ・主催 NPO法人神奈川被害者支援センター、県、県警察 ・実施時期等 R3.11.18～R3.11.25 県内1箇所で実施	○犯罪被害者等支援キャンペーンを実施 ・主催 NPO法人神奈川被害者支援センター、県、県警察 ・実施時期等 R4.11.25～R4.12.23 5日間 県内5箇所で実施 ・参加人数 約3,000人	○犯罪被害者等支援キャンペーンを実施 ・主催 NPO法人神奈川被害者支援センター、県、県警察 ・実施時期等 R5.11.15～R5.11.30 5日間 県内5箇所で実施 ・参加人数 約3,000人

② 犯罪被害者等理解促進講座の実施

19

令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況	令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ○市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した講演会 1回、参加人数 300名 ○市町村や学校、団体等と連携し、被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した理解促進講座 1回、参加人数 4名 ・学校や各種団体と連携した理解促進講座 7回（2大学、1高等学校、4団体）、参加人数 263名 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため3月以降の開催は見送り ○中学生・高校生を対象に、被害者等の実情を伝え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るために「いのちの大切さを学ぶ教室」、「大切な命を守る作文コンクール」を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・いのちの大切さを学ぶ教室 50回 ・大切な命を守る作文コンクール 応募作品 2,583点 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した講演会 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ○市町村や学校、団体等と連携し、被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した理解促進講座 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・学校や各種団体と連携した理解促進講座 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ○中学生・高校生を対象に、被害者等の実情を伝え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るために「いのちの大切さを学ぶ教室」を実施 <ul style="list-style-type: none"> 実施回数 14回 ○「大切な命を守る」全国中学高校生作文コンクールへの応募 応募作品 407点 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した講演会 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ○市町村や学校、団体等と連携し、被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した理解促進講座 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・学校や各種団体と連携した理解促進講座 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ○中学生・高校生を対象に、被害者等の実情を伝え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るために「いのちの大切さを学ぶ教室」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ○「大切な命を守る」全国中学高校生作文コンクールへの応募 応募作品 88点 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した講演会 3回、参加人数 513名 ○市町村や学校、団体等と連携し、被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した理解促進講座 1回、参加人数 15名 ・学校や各種団体と連携した理解促進講座 8回（1大学、1高等学校、6団体）、参加人数 296名 ○中学生・高校生を対象に、被害者等の実情を伝え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るために「いのちの大切さを学ぶ教室」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ○「大切な命を守る」全国中学高校生作文コンクールへの応募 応募作品 233点 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した講演会 3回、参加人数 250名 ○市町村や学校、団体等と連携し、被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した理解促進講座 6回、参加人数 340名 ○中学生・高校生を対象に、被害者等の実情を伝え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るために「いのちの大切さを学ぶ教室」を実施 <ul style="list-style-type: none"> 実施回数 39回 ○「大切な命を守る」全国中学高校生作文コンクールへの応募 応募作品 98点

③ 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開

20

令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況	令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ○推進協議会総会での協議等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする31年度行動計画を決定 ・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明 1回 ○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・理解促進講座の実施やサポートステーション、「かならいん」の広報への協力等を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ○推進協議会総会での協議等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする令和2年度行動計画を決定 ・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明 1回（書面開催） ○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・理解促進講座の実施やサポートステーション、「かならいん」の広報への協力等を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ○推進協議会総会での協議等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする令和3年度行動計画を決定 ・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明 1回（書面開催） ○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・理解促進講座の実施やサポートステーション、「かならいん」の広報への協力等を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ○推進協議会総会での協議等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする令和4年度行動計画を決定 ・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明 1回（書面開催） ○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・理解促進講座の実施やサポートステーション、「かならいん」の広報への協力等を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ○推進協議会総会での協議等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする5年度行動計画を決定 ・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明 1回 ○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・理解促進講座の実施やサポートステーション、「かならいん」の広報への協力等を依頼

〈神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会〉

- ・県民、地域団体、事業者、行政機関等の協働により、安全・安心まちづくりを目指した県民運動を展開することにより、県民が安全で安心して暮らすことができ、誰もが安心して訪れる事のできる神奈川県を実現することを目的とする。
- ・構成員
学校関係団体、PTA関係団体、青少年・国際関係団体、福祉関係団体、地域関係団体、経済・事業者関係団体、ライフライン事業者、交通関係事業者、労働団体、建築・住宅関係団体、防犯関係団体、行政機関等

4 犯罪被害者等を支える人材の育成

取組の基本方向

- 犯罪被害者等の受けた被害を早期に軽減し、犯罪被害者等を支える地域社会を形成するためには、犯罪被害者等への支援を直接目的として活動する人材だけでなく、犯罪被害者等に接する様々な人が被害者等の置かれた状況などを理解し、犯罪被害者等を支えることが必要です。
- 犯罪被害者等からの相談への対応や裁判所等への付添いなどを行う人材をはじめ、犯罪被害者等を支える様々な人材を育成します。
- 支援者、相談員等の二次受傷を防止し、支援者、相談員等を支えるための取組を行います。

(1) 犯罪被害者等を支える人材の育成

① 犯罪被害者等支援員養成講座の実施

21

令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況	令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施状況
○被害者等からの相談対応や裁判所等への付添い支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施 ・初・中級編（R元. 7. 5～R元. 9. 20 10日間） 受講者 33名 ・上級編（R元. 10. 25～R元. 12. 27 10日間） 受講者 26名	○被害者等からの相談対応や裁判所等への付添い支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施 ・初・中級編 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・上級編 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	○被害者等からの相談対応や裁判所等への付添い支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施 ・初・中級編（R3. 7. 2～R3. 11. 12 10日間） 受講者 19名 ・上級編（R3. 11. 19～R4. 1. 28 10日間） 受講者 14名	○被害者等からの相談対応や裁判所等への付添い支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施 ・初・中級編（R4. 7. 1～R4. 9. 16 10日間） 受講者 26名 ・上級編（R4. 10. 21～R4. 12. 23 10日間） 受講者 19名	○被害者等からの相談対応や裁判所等への付添い支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施 ・初・中級編（R5. 7. 7～R5. 9. 22 10日間） 受講者 32名 ・上級編（R5. 10. 13～R5. 12. 22 10日間） 受講者 26名

令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況	令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施状況
<p>○県職員や市町村職員等を対象とした各種研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県職員を対象とした人権研修へ講師派遣 1回 ・市町村と協働で市町村職員等に対する研修を実施 3市5回 <p>○支援者、相談員等のスキルアップのための研修会等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援者、相談員等のスキルアップのための研修会を実施 1回 ・相談・支援技術向上のための研修の実施 5回 ・メンタルヘルスケアのためのスーパーバイズ研修の実施 1回 <p>・各警察署等指定の被害者支援要員を対象とした研修会を実施</p> <p>・被害少年への支援について警察職員を対象とした研修会等を実施</p> <p>・市町村DV担当職員及び女性相談員等への研修を実施</p> <p>・児童相談所新任研修等で、死亡事例検証等をテーマとした研修を実施</p> <p>○性犯罪・性暴力被害者への対応として、産婦人科など医療従事者等の育成を図る研修会等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産婦人科の医療従事者等を対象とした研修会 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止) ・地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止) 	<p>○県職員や市町村職員等を対象とした各種研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県職員を対象とした人権研修へ講師派遣 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・市町村と協働で市町村職員等に対する研修を実施 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 <p>○支援者、相談員等のスキルアップのための研修会等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪・性暴力被害支援者研修の実施 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・相談・支援技術向上のための研修の実施 4回 ・メンタルヘルスケアのためのスーパーバイズ研修の実施 1回 <p>・各警察署等指定の被害者支援要員を対象とした研修会を実施</p> <p>・被害少年への支援について警察職員を対象とした研修会等を実施</p> <p>・市町村DV担当職員及び女性相談員等への研修 (書面開催含む) を実施</p> <p>・児童相談所新任研修等で、死亡事例検証等をテーマとした研修を実施 (Skype等による開催含む)</p> <p>○性犯罪・性暴力被害者への対応として、産婦人科など医療従事者等の育成を図る研修会等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産婦人科の医療従事者等を対象とした研修会 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止) ・地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 	<p>○県職員や市町村職員等を対象とした各種研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県職員を対象とした人権研修へ講師派遣 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・市町村と協働で市町村職員等に対する研修を実施 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 <p>・市町村と協働で市町村職員等に対する研修を実施 4市4回</p> <p>○支援者、相談員等のスキルアップのための研修会等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪・性暴力被害支援者研修の実施 1回 <p>・相談・支援技術向上のための研修の実施 5回</p> <p>・メンタルヘルスケアのためのスーパーバイズ研修の実施</p> <p>「かならいん」相談員対象 1回</p> <p>サポートステーション相談員対象 1回</p> <p>・各警察署等指定の被害者支援要員を対象とした研修会を実施</p> <p>・被害少年への支援について警察職員を対象とした研修会等を実施</p> <p>・市町村DV担当職員及び女性相談員等への研修 (書面開催含む) を実施</p> <p>・児童相談所新任研修等で、死亡事例検証等をテーマとした研修を実施 (Skype等による開催含む)</p> <p>○性犯罪・性暴力被害者への対応として、産婦人科など医療従事者等の育成を図る研修会等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産婦人科の医療従事者等を対象とした研修 1回 (オンライン開催) ・地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 	<p>○県職員や市町村職員等を対象とした各種研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県職員を対象とした人権研修へ講師派遣 3回 <p>・市町村と協働で市町村職員等に対する研修を実施 4市4回</p> <p>○支援者、相談員等のスキルアップのための研修会等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪・性暴力被害支援者研修の実施 1回 <p>・相談・支援技術向上のための研修の実施 5回</p> <p>・メンタルヘルスケアのためのスーパーバイズ研修の実施</p> <p>「かならいん」相談員対象 2回</p> <p>サポートステーション相談員対象 1回</p> <p>・各警察署等指定の被害者支援要員を対象とした研修会を実施</p> <p>・被害少年への支援について警察職員を対象とした研修会等を実施</p> <p>・市町村DV担当職員及び女性相談員等への研修を実施</p> <p>・児童相談所新任研修等で、死亡事例検証等をテーマとした研修を実施 (Skype等による開催含む)</p> <p>○性犯罪・性暴力被害者への対応として、産婦人科など医療従事者等の育成を図る研修会等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産婦人科の医療従事者等を対象とした研修 1回 (オンライン開催) ・地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会 1回 	<p>○県職員や市町村職員等を対象とした各種研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県職員を対象とした人権研修へ講師派遣 4回 <p>・市町村と協働で市町村職員等に対する研修を実施 2市4回</p> <p>○支援者、相談員等のスキルアップのための研修会等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪・性暴力被害支援者研修の実施 1回 <p>・相談・支援技術向上のための研修の実施 5回</p> <p>・メンタルヘルスケアのためのスーパーバイズ研修の実施</p> <p>「かならいん」相談員対象 2回</p> <p>サポートステーション相談員対象 1回</p> <p>・各警察署等指定の被害者支援要員を対象とした研修会を実施</p> <p>・被害少年への支援について警察職員を対象とした研修会等を実施</p> <p>・市町村DV担当職員及び女性相談員等への研修を実施</p> <p>・児童相談所新任研修等で、児童相談所業務や虐待対応の基本、ケースマネジメント等をテーマとした研修を実施した。</p> <p>○性犯罪・性暴力被害者への対応として、産婦人科など医療従事者等の育成を図る研修会等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産婦人科の医療従事者等を対象とした研修 1回 (オンライン開催)

③ 支援者、相談員等を支える取組の実施

23

令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況	令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ○支援者、相談員等のメンタルヘルスケアのため、専門家等による助言指導等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・「かならいん」相談員対象 1回 	<ul style="list-style-type: none"> ○支援者、相談員等のメンタルヘルスケアのため、専門家等による助言指導等（スーパーバイズ）を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・「かならいん」相談員対象 1回 	<ul style="list-style-type: none"> ○支援者、相談員等のメンタルヘルスケアのため、専門家等による助言指導等（スーパーバイズ）を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・「かならいん」相談員対象 1回 ・サポートステーション相談員対象 1回 	<ul style="list-style-type: none"> ○支援者、相談員等のメンタルヘルスケアのため、専門家等による助言指導等（スーパーバイズ）を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・「かならいん」相談員対象 1回 ・サポートステーション相談員対象 1回 	<ul style="list-style-type: none"> ○支援者、相談員等のメンタルヘルスケアのため、専門家等による助言指導等（スーパーバイズ）を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・「かならいん」相談員対象 2回 ・サポートステーション相談員対象 1回

④ 支援ボランティア登録制度の運用

24

令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況	令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア登録者：116名（R2.3末現在） 	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア登録者：106名（R3.3末現在） 	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア登録者：106名（R4.3末現在） 	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア登録者：107名（R5.3末現在） 	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア登録者：106名（R6.3末現在）
<ul style="list-style-type: none"> ○登録ボランティアを対象にした研修を実施 <ul style="list-style-type: none"> 受講者 23名 	<ul style="list-style-type: none"> ○登録ボランティアを対象にした研修を実施 <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 	<ul style="list-style-type: none"> ○登録ボランティアを対象にした研修を実施 <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 	<ul style="list-style-type: none"> ○登録ボランティアを対象にした研修を実施 <ul style="list-style-type: none"> 受講者 21名 	<ul style="list-style-type: none"> ○登録ボランティアを対象にした研修を実施 <ul style="list-style-type: none"> 受講者 15名
<ul style="list-style-type: none"> ○市町村等と連携し、犯罪被害者等への生活支援を行うための検討を実施 				